

令和6年度大仙市の学校給食費概要

1 年間食数（基準食数）

➤ 190食

2 1食あたりの単価

- ① 小学校：310円 ※今年度の児童分は270円（40円は市で負担）
 ② 中学校：340円 ※今年度の生徒分は300円（40円は市で負担）

3 年額、期別金額と納期限（【別表】参照）

- ① 年額 = 「年間食数（基準食数）」×「1食あたりの単価」
 ② 期別金額 = 「年額」÷10期（100円未満の端数は第1期に合算）
 ③ 納期限 = 5月から翌年2月までの各月25日（全10期）
 ※ 納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日以降、最初に訪れる平日

【別表】

（ ） 児童生徒以外

期	納期限	小学校	中学校
第1期	令和6年5月27日（月）	5,400円 (6,700円)	5,700円 (7,000円)
第2期	令和6年6月25日（火）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第3期	令和6年7月25日（木）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第4期	令和6年8月26日（月）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第5期	令和6年9月25日（水）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第6期	令和6年10月25日（金）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第7期	令和6年11月25日（月）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第8期	令和6年12月25日（水）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第9期	令和7年1月27日（月）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
第10期	令和7年2月25日（火）	5,100円 (5,800円)	5,700円 (6,400円)
合計（年額）		51,300円 (58,900円)	57,000円 (64,600円)

★ 年度途中で市外から転入した場合の学校給食費

- ① 年間の食数＝「年間食数（基準食数）」－「転入前日まで、転入するクラスに提供した食数」（学年、クラスで食数に相違があります。）
 ② 年間の給食費＝「①年間の食数」×「1食あたりの単価」
 ③ 期別の金額＝年額÷残りの期
 （100円未満の端数は最初に訪れる期に合算）

※ 最初に訪れる期が転入した日から2週間に満たない場合は、次の期を最初に訪れる期とします。（第10期除く）

4 納付方法

① 口座振替（一括、期別）での納付

- 「大仙市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」（児童生徒一人につき1枚）に必要事項を記載（【記載例】参照）の上、指定金融機関でお早めに登録手続きをしてください。

※ 手続きをした日から登録完了まで20日以上かかる場合があります。

※ 口座を変更する場合や口座名義に変更（姓の変更等）があった場合は、銀行での変更手続きが必要です。

- 「給食費口座振替通知書」を5月10日以降に配付願います。

- 一括納付の場合、第1期の納期限に年額を口座振替します。

※ 口座振替できなかった給食費（年額）は、次の期に口座振替します。

- 期別納付の場合、各期の納期限に期別金額を口座振替します。

※ 口座振替できなかった給食費は、再度口座振替しません。後日、「給食費納付書兼領収書」を送付しますので、指定金融機関等で納付してください。

※ 年度途中に一括納付への変更はできません。

② 納付書での納付（大仙市では原則、口座振替での納付としております。）

- 5月に児童生徒を通じ「給食費納付書兼領収書」10期分を送付します。

- 各納期限までに納付してください。（一括納付可）

5 精算

- 第10期に精算します。（転出の場合は、随時精算）

- 精算後の金額より多く給食費を納付した場合は、還付します。

※ 口座振替で納付した場合は、給食費を振替している口座に還付します。

※ 納付書で納付した場合（大仙市では原則、口座振替での納付としております。）は、指定の口座に還付します。（初めて還付が発生した場合は、還付口座の届け出が必要です。【別途通知】）

◎学校給食費に関するお問い合わせ先

施設名称	電話番号	所管地域
大仙市学校給食総合センター スマイルランチ(*^_^*)	0187-86-4171	【全体総括】 大曲、南外
大仙市西部学校給食センター 西部わくわくランチ	0187-73-7123	神岡、西仙北 協和
大仙市東部学校給食センター	0187-56-7272	中仙、太田
大仙市仙北学校給食センター もぐもぐランチHOUSE	0187-69-2112	仙北